

第1条 この規程は、甲南大学学則に基づき、聴講生について必要な事項を定める。

第2条 聴講生を願い出ることができる者は、満18歳以上の者とする。

第3条 聴講生を願い出る者は、次の出願書類に聴講生検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 聴講生出願票(写真添付)
- (2) 健康診断書

第4条 聴講生を許可する時期は、学年又は学期の初めとする。

第5条 聴講生の許可は、当該科目を開設する教授会(全学共通教育センターにあつては教員会議、国際交流センター及び教職教育センターにあつては運営委員会)の審議に基づき、学長がこれを決定する。

第6条 聴講生を許可された者は、所定の期間内に聴講料を納付しなければならない。

2 聴講料及び聴講生検定料は別に定める。ただし、本大学の卒業生(旧制甲南高等学校卒業生を含む。)については、聴講生検定料は免除することができる。

3 既納の聴講料及び聴講生検定料は、いかなる事情があつても返還しない。

第7条 聴講生が1学年度に聴講することができる単位数は、20単位以内とする。ただし、在留資格の取得又は更新を要する場合は、この限りではない。

2 実験、実習、演習及び基礎外国語科目の聴講は、原則として許可しない。その他の科目についても、許可しないことがある。

第8条 聴講生を許可された者には、聴講生証を交付する。

2 聴講生は、聴講生証を携帯しなければならない。

第9条 聴講生は、聴講した授業科目の試験を受けることができる。ただし、単位は付与しない。

第10条 聴講生として、不適当な行為があつたときは、聴講生の許可を取り消すことがある。

第11条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。